

要件設定型一般競争入札公告

令和7年9月9日

宇佐市長 後藤 竜也

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか宇佐市電子入札運用基準による。

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名 令和7年度 宇市公下閣地区雨水排水路物件等調査業務委託
- (2) 履行場所 宇佐市大字閣
- (3) 委託業務概要 墓地管理者等調査 N=1 使用者
附帯工作物（工場等の敷地） N=1 箇所
墳墓等の調査及び算定 A=20m²
移転雑費算定 N=1 世帯
- (4) 履行期間 契約締結の日の翌日から55日間

2 予定価格 2,413,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

3 最低制限価格 設定あり（事後公表）

4 入札保証金 免除

5 契約保証金 契約金額の100分の10以上

6 入札参加資格

(1) 資格業種等

宇佐市が発注する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成17年宇佐市告示第103号）により令和7・8年度の下記の業種の入札参加資格の認定を受けている者

【業種】 補償コンサル 【業務内容】 物件

(2) 履行実績

要（○）不要（ ）

以下のすべての要件を1件で満たす委託業務であること。

ア. 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事であること

イ. 平成27年度以降公告日までに元請として完成・引渡し完了していること

ウ. 補償コンサルタントの業種で、200万円以上の履行実績であること

※ただし、市内業者、準市内業者については、履行実績を必要としない。

(3) 本店等の所在地等

令和7・8年度宇佐市建設コンサルタント等競争入札参加資格者名簿に2.（1）の資格業種等で登録されており、以下のいずれかの要件を満たしていること。

- ア. 宇佐市内に本店を有する者
- イ. 準市内認定を受けた支店等（公告日現在、本店より宇佐市との契約締結権限を委任されている者に限る。）を有する者
- ウ. 中津市内に本店を有する者

(4) 主任担当者及び照査技術者等

主任担当者及び照査技術者として、次の資格を有する技術者（この公告日の前日以前に申請者に採用され、引き続き雇用されている者）を配置できること。

ただし、**主任担当者と照査技術者は同一の者が兼任することはできない。**

ア 主任担当者

本業務の主たる業務（物件）に関する補償業務管理士の資格を有する者又は、本業務の主たる業務（物件）に関し、7年以上の実務経験を有する者。

イ 照査技術者

本業務の主たる業務（物件）に関する補償業務管理士の資格を有する者又は、国（公社）又は地方公共団体（公社）に所属し、用地補償事務に10年以上従事した経験を有する者。

(5) その他の資格要件等

要（ ） 不要（○）

(6) その他共通事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札公告から開札日までの間に、宇佐市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成17年宇佐市告示第106号。以下「宇佐市指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 開札予定日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。

オ 宇佐市への**電子入札システムの利用者登録をしている者**であること。

カ 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者の関係が、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。

（ア） 資本関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定す

る更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

キ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員が役員となっている事業者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

(キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 設計図面等の閲覧及び貸出し

設計図書等については大分県共同利用型電子入札システム（入札情報サービス）のホームページに次の閲覧期間中、掲載するものとする。ただし、図面が見つらいなど縮小前の図面の閲覧を希望する場合は、次のとおり図面を閲覧することができる。

(1) 閲覧場所 宇佐市総務部行財政経営課

(2) 閲覧期間 令和7年9月9日(火)から令和7年9月24日(水)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 閲覧時間 午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。)

8 公告事項等に対する質問及び回答

(1) 質問方法及びあて先 設計図書に関する質問書（様式第6号、宇佐市ホームページに掲載）

により E メールで総務部行財政経営課あてに申し出ること。

(E-mail:kensa04@city.usa.lg.jp)

(2) 申出期間 令和7年9月9日(火)午前9時から令和7年9月16日(火)午後5時まで

(3) 回答内容と方法 質問及び回答は随時ホームページに掲載するものとし、最終回答は令和7年9月17日(水)午後5時までに行う。

(4) 回答掲載期間 令和7年9月9日(火)午前9時から令和7年9月24日(水)午後5時まで

9 競争入札参加資格証明申請書及び競争参加資格を確認する資料(以下「申請書等」という。)の提出期間及び方法等

(1) 提出期間

令和7年9月9日(火)午前9時から令和7年9月18日(木)午後5時まで

(2) 提出書類

ア 要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書(様式第2号(その3))

イ 履行実績(様式第3号(その2))

ウ 配置予定の技術者の資格・建設工事等経験(様式第4号(その2))

※ただし、イ、ウについては該当する場合提出すること。

(3) 提出方法

原則、電子入札システムによるものとする。なお、入札に際し、添付する書類の作成アプリケーション及びバージョンは次のとおりとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word97以上のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel	Excel97以上のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat3以上のバージョンで作成したもの) テキストファイル

※ 上位バージョンのアプリケーションを使用している場合は、ファイルの保存形式を上記の形式にして保存すること。

10 入札

(1) 入札書提出期間

令和7年9月19日(金)午前9時から令和7年9月24日(水)午後5時まで

(2) 入札方法

原則、電子入札システムによるものとする。

(3) 入札回数

原則として初度のみ1回とする。

(4) その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するこ

と。

11 開札

- (1) 日時 令和7年9月25日(木)午前 9時00分 から
- (2) 場所 宇佐市役所入札室（本庁3階）
- (3) 落札候補者 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

12 立会人

宇佐市電子入札立会要領（平成19年宇佐市契約第0608005号）の定めるところによる。

13 入札参加資格の事後審査及び落札者の決定

- (1) 開札後は、落札候補者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
- (2) 有効に提出された入札参加資格証明書類により、落札候補者の入札参加資格があることが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者とする。
- (3) 落札候補者の入札参加資格がないと確認された場合は、当該落札候補者のした入札は無効となり、次順位者以降について順次同様の確認を行って落札者を決定する。
- (4) 落札者の決定は原則として、開札日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）以内に落札候補者へ通知する。ただし、最低の価格で入札した者が競争参加資格を有しないと確認された場合は、この限りでない。

14 入札参加資格が認められない落札候補者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求められることができる。
 - ア 提出期限 通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - イ 提出場所 宇佐市大字上田1030-1 宇佐市総務部行財政経営課
 - ウ 提出方法 書面（様式任意）は持参又は郵送によるものとする。
- (2) (1)への回答は、前号に規定する期間の最終日の翌日から起算して8日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

15 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

- (7) 公告に示した競争参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (8) 設計図書購入を入札参加要件としている場合において、設計図書購入確認票を提出しない者のした入札
- (9) 予定価格を超える金額の入札
- (10) 申請書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札
- (11) 電子入札にあつては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札
- (12) 電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

16 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、宇佐市要件設定型一般競争入札実施要領（平成22年宇佐市契約第0329002号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、宇佐市契約事務規則（平成17年宇佐市規則第34号）、最低制限価格の設定に関する要綱（平成21年宇佐市要綱第16号）、契約書その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- (2) 6（3）本店等の所在地の入札参加資格要件を大分県内又は県内の一部の地域に限定した場合において、競争入札参加資格を有する入札参加者が3者（大分県外に広げた場合は2者）に満たない場合その他事業の推進に著しく支障を来たした場合は、開札の中止、又は延期することがある。
- (3) 落札候補者は、9（2）に掲げる書類のほか、必要に応じて契約担当者が指定する資料を提出しなければならない。
- (4) 契約担当者は、開札後、落札決定するまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 宇佐市指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき
- (5) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、（4）のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (6) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が（4）又は（5）に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。
- (7) 落札者は、落札の通知を受けた日を含め7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
- (8) 開札から請負契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5を違約金として徴収する。
- (9) 提出された書類は返却しない。
- (10) 設計図書購入費用、入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。

(11) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(12) 当該設計業務の受注者又は当該受注者と資本、人事面において関連があると認められる者については当該設計業務に係る工事の入札等に参加することができない。なお、「当該設計業務の受注者と資本・人事面において関連がある者」とは次のいずれかに該当するものである。

ア 受注建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者（100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は、出資者よりも特に抜きんでて株式を有し又は出資している建設業者を含む。）

イ 受注建設コンサルタントの代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(13) 当該設計業務の受注者は、当該工事の監理業務委託の入札等に参加できない。

17 照会先

宇佐市総務部行財政経営課契約係〔電話 0978-27-8117〕